

県道 富山大沢野線	富山市二松字西島割5番7から	変更前	最大 21.3 最小 6.2	279.6	富山土木センター
	富山市坂本字山王田割1845番2まで	変更後	最大 22.8 最小 6.2	279.6	

富山県告示第249号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において6月3日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年6月3日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 東猪谷富山線	富山市坂本字山王田割1845番2から 富山市二松字西島割5番7まで	令和6年6月3日	富山土木センター
県道 富山大沢野線	富山市二松字西島割5番7から 富山市坂本字山王田割1845番2まで	令和6年6月3日	富山土木センター

富山県告示第250号

土地改良区の定款変更の認可について

砺波市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和6年5月24日認可した。

令和6年6月3日

黒部川	水源かん養保安林	29100
	土砂流出防備保安林	1,11024
片貝川	水源かん養保安林	26372
	土砂流出防備保安林	42772
早月川	水源かん養保安林	22004
	土砂流出防備保安林	23164
常願寺川	水源かん養保安林	39263
	土砂流出防備保安林	55380
神通川	水源かん養保安林	64943
	土砂流出防備保安林	51090
	干害防備保安林	592
庄川	水源かん養保安林	27458
	土砂流出防備保安林	1,02607
城端地区	水源かん養保安林	15589
	土砂流出防備保安林	5136
小矢部	水源かん養保安林	37414
	土砂流出防備保安林	4874
氷見地区	水源かん養保安林	1546
	土砂流出防備保安林	362
計	水源かん養保安林	2,81185
	土砂流出防備保安林	4,23191
	干害防備保安林	592
合計		7,04968

令和6年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒

物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第8条の規定により公告する。

令和6年6月3日

富山県知事 新 田 八 朗

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年11月6日（水）午後1時30分から
- (2) 場所 富山市新総曲輪2番21号 富山県農協会館

2 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

3 受験手続

(1) 出願書類

ア 受験願書

イ 写真（出願前6箇月以内に撮影した無帽（出願者の申出により、知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆うことを認める場合を除く。）、正面向き、上半身、無背景で、縦6cm×横4cmのものを所定の様式に糊付けし、必要事項を記入すること。写真の裏面には、住所、氏名、生年月日及び撮影年月日を記載すること。）

(2) 受験手数料

10,500円（受験手数料相当額の富山県収入証紙を受験願書の「富山県収入証紙ちょう付欄」に貼ること。）

(3) 出願書類の提出期間及び提出場所

ア 窓口受付

（提出期間）

令和6年7月22日（月）から8月2日（金）（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

（提出場所）

富山県厚生部薬事指導課、富山県内の厚生センター又は厚生センター支

所に提出すること。

イ 郵送受付

(提出期間)

令和6年7月22日(月)から8月2日(金)(当日消印有効)まで

(提出場所)

富山県厚生部薬事指導課(〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号)

郵送により提出する場合は、封筒に「毒物劇物取扱者試験受験願書在中」と朱書きし、簡易書留により富山県厚生部薬事指導課に送付すること。

4 問合せ先及び受験願書の配布場所

富山県厚生部薬事指導課(電話076-444-3234)、富山県内の厚生センター又は厚生センター支所に問い合わせること。